## 北山中学校・末広中学校統合協議会設置要綱

(設置)

第1条 北山中学校及び末広中学校(以下「統合対象校」という。)の統合に当たり、新しい中学校(以下「統合校」という。)への円滑な移行に向け、学校、保護者及び地域が協働して諸課題について検討する ため、「北山中学校・末広中学校統合協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 統合校の教育目標及び特色ある学校づくりに関すること
  - (2) 統合校の校名、校歌及び校章に関すること
  - (3) 統合校の教育課程に関すること
  - (4) 統合校の制服等に関すること
  - (5) 統合校の生徒指導に関すること
  - (6) 統合校の部活動に関すること
  - (7) 統合校の施設に関すること
  - (8) 通学の安全確保に関すること
  - (9) 生徒の事前交流に関すること
  - (10) PTA組織に関すること
  - (11) 統合対象校の歴史及び伝統の保存に関すること
  - (12) その他統合準備に関すること

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。
  - (1) 統合対象校の校長、教頭及び教職員
  - (2) 統合対象校の保護者
  - (3) 統合対象校の学校評議員
  - (4) 統合対象校の校区内にある町会の代表
  - (5) 統合対象校の校区内にある小学校の校長
  - (6) 統合対象校の校区内にある小学校の保護者
  - (7) その他協議会が必要あると認めるもの

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。

(職務)

- 第5条 協議会に会長1名と副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- 3 協議会の会議は、原則公開とする。

(部会)

第7条 協議会に、会議の効率的な運営を図るため、必要に応じ部会を置く。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。